

平成29年7月22日からの大雨により被災した市内事業者の皆様へ

## 大仙市事業再開支援補助金（平成29年7月水害対応）のご案内

大仙市では、平成29年7月22日からの大雨により被害を受けた市内事業者の事業再開を支援するため、「事業再開支援補助金」制度を制定いたしました。

事業の再開に必要な施設の修繕や設備などの購入に要する経費に対し、30万円を限度に補助金を交付しますので、補助要件に該当する方は、下記により申請手続きをお願いします。

### 1. 補助対象者

平成29年7月22日からの大雨により被害を受け、事業の再開に必要な施設・設備等の整備（購入、修繕等）を行った市内の事業者

### 2. 補助要件

- ・被災以前から市内に事業所を有しており、被災後も市内で事業を営むこと。
- ・納期の到来した市税を完納していること。

### 3. 補助対象経費

・事業再開のために必要な次の資産の購入や修繕等に要する税抜5万円以上の経費

- 1) 建物及びその附属設備（暖冷房設備、照明設備、通風設備、昇降機その他建物に附属する設備）
- 2) 機械及び装置
- 3) 工具、器具及び備品（冷蔵庫、洗濯機、調理器具等）
- 4) その他、事業再開のために必要と認められるもの。

※ただし、大仙市住宅リフォーム支援事業の補助対象となっているものを除く。  
事業所部分の修繕は、補助対象とします。

### 4. 補助額

- ・補助対象経費の5分の1、上限額30万円

### 5. 対象期間

- ・平成29年7月22日以降に実施した事業にさかのぼって適用することが可能。

### 6. 申請書類

- ・大仙市事業再開支援補助金交付申請書  
《添付書類》
  - ・購入や修繕等の費用が確認できる書類（見積書、契約書の写し等）
  - ・被災証明書若しくは罹災証明書
  - ・被災状況写真 他

### 7. 補助金の請求・支払い

- ・大仙市事業再開支援補助金実績報告書兼請求書  
《添付書類》
  - ・支払いを証する書面（領収書の写し等）
  - ・整備した施設・設備等が確認できる写真 他

【お問合せ】 〒014-8601 大仙市大曲花園町1番1号  
経済産業部企業商工課 TEL0187-63-1111（内線258）

## 大仙市事業再開支援補助金（企業商工課）

（ 目 的 ） 平成29年7月22日及び翌23日に発生した豪雨災害(以下「水害」という。)により被害を受けた市内事業所に対し、事業再開に必要な経費を補助することにより、事業の早期再開を図り、もって地域経済の活性化に資することを目的とする。

（補助対象経費） 事業再開に要する経費(合計5万円以上(税抜))

- 1) 建物及びその附属設備(暖冷房設備、照明設備、通風設備、昇降機その他建物に附属する設備)
- 2) 機械及び装置
- 3) 工具、器具及び備品(冷蔵庫、洗濯機、調理器具等)
- 4) その他、事業再開のために必要と認められるもの。

※ ただし、大仙市住宅リフォーム支援事業の補助対象となっているものを除く。

（ 助 成 措 置 ） 補助対象経費の20%、上限額 30万円

### 補助金交付までのながれ

①事業実施 事業再開のために必要な建物の修繕や設備等の購入・修繕  
(税抜合計5万円以上)

②申請書 提出 (様式第1号)

日付抜き

《添付書類》 ・購入や修繕等の費用が確認できる書類(見積書、契約書の写し等)  
・被災証明書若しくは罹災証明書  
・被災状況写真 他

②実績報告書兼請求書 提出 (様式第2号)

《添付書類》 ・支払いを証する書面(領収書の写し等)  
・整備した施設・設備等が確認できる写真 他

【提出先】 企業商工課 又は 各支所市民サービス課

③補助金交付 (企業商工課 → 申請者)